○大阪府立青少年海洋センター条例に基づく利用料金の額の承認

平成28年５月17日

大阪府告示第839号

大阪府立青少年海洋センター条例（昭和59年大阪府条例第５号）第12条第４項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

１　施設の名称

大阪府立青少年海洋センター

２　指定管理者

NPO法人NAC、ナンブフードサービス（株）、（株）BSC・インターナショナル

３　利用料金の額

大阪府立青少年海洋センターの宿泊等に係る利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(１)　本館

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 室料 |
| 府域内の者の利用 | 府域外の者の利用 |
| 本館 | 20歳未満の者の利用 | １人１泊 | 円1,550 | 円1,850 |
| １人１日 | 700 | 840 |
| 20歳以上30歳未満の者の利用 | １人１泊 | 2,310 | 2,780 |
| １人１日 | 1,050 | 1,250 |
| その他の者の利用 | １人１泊 | 3,030 | 3,700 |
| １人１日 | 1,400 | 1,680 |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 附帯設備 | カッター | １人１回１時間未満 | 円310 |
| １人１回１時間以上 | 370 |
| ヨット | オプティミストディンギー | １艇１回 | 1,540 |
| クルーザー | １人１回 | 510 |
| その他 | １艇１回 | 2,470 |
| カヌー | １人乗り用 | １艇１回 | 620 |
| ３人乗り用 | 1,750 |
| 野外炊さん用具 | １人１回 | 100 |

備考

１　期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

２　「１泊」とは午後３時から翌日の午後３時までの利用を、「１日」とは午前９時から同日の午後５時までの利用をいう。

(２)　ヨットハウス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 20歳未満の者の利用 | 20歳以上30歳未満の者又は青少年団体の利用 | その他の者の利用 |
| 第１会議室 | 午前 | 円1,440 | 円2,160 | 円2,880 |
| 午後 | 1,850 | 2,780 | 3,700 |
| 第２会議室 | 午前 | 1,440 | 2,160 | 2,880 |
| 午後 | 1,850 | 2,780 | 3,700 |
| 特別会議室 | 午前 | 2,780 | 4,170 | 5,550 |
| 午後 | 3,600 | 5,400 | 7,200 |
| 第１和室 | 午前 | 760 | 1,140 | 1,520 |
| 午後 | 1,030 | 1,540 | 2,060 |
| 第２和室 | 午前 | 760 | 1,140 | 1,520 |
| 午後 | 1,030 | 1,540 | 2,060 |

備考

１　期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

２　「午前」とは午前９時から正午までの利用を、「午後」とは午後１時から午後５時までの利用をいう。

３　「青少年団体の利用」とは、青少年（30歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成に関する事業を行うことを目的とする団体が青少年の健全な育成のために利用する場合をいう。

(３)　ファミリー棟

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 大人のみが利用する場合 | 小学生、中学生等が利用する場合（大人が同伴して利用する場合を含む。） |
| 平日 | 土曜日若しくは休前日（夏期及び年末年始を除く。）又は指定日 | 小学生、中学生等の利用者数 | 平日 | 土曜日若しくは休前日（夏期及び年末年始を除く。）又は指定日 |
| 宿泊室 | 定員１名 | １名利用 | １泊（超過１時間） | 円5,140(510) | 円6,170(510) | １名 | 円3,090(260) | 円3,090(260) |
| 定員２名 | １名利用 | １泊（超過１時間） | 6,170(510) | 7,200(510) | １名 | 3,090(260) | 3,090(260) |
| ２名利用 | １泊（超過１時間） | 10,290（1,030） | 12,340（1,030） | １名 | 8,230(770) | 9,260(770) |
| ２名 | 6,170(510) | 6,170(510) |
| 定員４名 | １名利用 | １泊（超過１時間） | 6,170(510) | 7,200(510) | １名 | 3,090(260) | 3,090(260) |
| ２名利用 | １泊（超過１時間） | 11,310（1,030） | 13,370（1,030） | １名 | 8,740(770) | 9,770(770) |
| ２名 | 6,170(510) | 6,170(510) |
| ３名利用 | １泊（超過１時間） | 16,970（1,540） | 20,060（1,540） | １名 | 14,400（1,290） | 16,460（1,290） |
| ２名 | 11,830（1,030） | 12,860（1,030） |
| ３名 | 9,260(770) | 9,260(770) |
| ４名利用 | １泊（超過１時間） | 20,570（2,060） | 24,690（2,060） | １名 | 18,510（1,800） | 21,600（1,800） |
| ２名 | 16,460（1,540） | 18,510（1,540） |
| ３名 | 14,400（1,290） | 15,430（1,290） |
| ４名 | 12,340（1,030） | 12,340（1,030） |
| 定員５名 | １名利用 | １泊（超過１時間） | 6,170(510) | 7,200(510) | １名 | 3,090(260) | 3,090(260) |
| ２名利用 | １泊（超過１時間） | 12,340（1,030） | 14,400（1,030） | １名 | 9,260(770) | 10,290(770) |
| ２名 | 6,170(510) | 6,170(510) |
| ３名利用 | １泊（超過１時間） | 16,970（1,540） | 20,060（1,540） | １名 | 14,400（1,290） | 16,460（1,290） |
| ２名 | 11,830（1,030） | 12,860（1,030） |
| ３名 | 9,260(770) | 9,260(770) |
| ４名利用 | １泊（超過１時間） | 22,630（2,060） | 26,740（2,060） | １名 | 20,060（1,800） | 23,140（1,800） |
| ２名 | 17,490（1,540） | 19,540（1,540） |
| ３名 | 14,910（1,290） | 15,940（1,290） |
| ４名 | 12,340（1,030） | 12,340（1,030） |
| ５名利用 | １泊（超過１時間） | 25,710（2,570） | 30,860（2,570） | １名 | 23,660（2,310） | 27,770（2,310） |
| ２名 | 21,600（2,060） | 24,690（2,060） |
| ３名 | 19,540（1,800） | 21,600（1,800） |
| ４名 | 17,490（1,540） | 18,510（1,540） |
| ５名 | 15,430（1,290） | 15,430（1,290） |
| 定員８名 | １名利用 | １泊（超過１時間） | 6,170(510) | 7,200(510) | １名 | 3,090(260) | 3,090(260) |
| ２名利用 | １泊（超過１時間） | 12,340（1,030） | 14,400（1,030） | １名 | 9,260(770) | 10,290(770) |
| ２名 | 6,170(510) | 6,170(510) |
| ３名利用 | １泊（超過１時間） | 16,970（1,540） | 20,060（1,540） | １名 | 14,400（1,290） | 16,460（1,290） |
| ２名 | 11,830（1,030） | 12,860（1,030） |
| ３名 | 9,260(770) | 9,260(770) |
| ４名利用 | １泊（超過１時間） | 22,630（2,060） | 26,740（2,060） | １名 | 20,060（1,800） | 23,140（1,800） |
| ２名 | 17,490（1,540） | 19,540（1,540） |
| ３名 | 14,910（1,290） | 15,940（1,290） |
| ４名 | 12,340（1,030） | 12,340（1,030） |
| ５名利用 | １泊（超過１時間） | 28,290（2,570） | 33,430（2,570） | １名 | 25,710（2,310） | 29,830（2,310） |
| ２名 | 23,140（2,060） | 26,230（2,060） |
| ３名 | 20,570（1,800） | 22,630（1,800） |
| ４名 | 18,000（1,540） | 19,030（1,540） |
| ５名 | 15,430（1,290） | 15,430（1,290） |
| ６名利用 | １泊（超過１時間） | 30,860（3,090） | 37,030（3,090） | １名 | 28,800（2,830） | 33,940（2,830） |
| ２名 | 26,740（2,570） | 30,860（2,570） |
| ３名 | 24,690（2,310） | 27,770（2,310） |
| ４名 | 22,630（2,060） | 24,690（2,060） |
| ５名 | 20,570（1,800） | 21,600（1,800） |
| ６名 | 18,510（1,540） | 18,510（1,540） |
| ７名利用 | １泊（超過１時間） | 36,000（3,600） | 43,200（3,600） | １名 | 33,940（3,340） | 40,110（3,340） |
| ２名 | 31,890（3,090） | 37,030（3,090） |
| ３名 | 29,830（2,830） | 33,940（2,830） |
| ４名 | 27,770（2,570） | 30,860（2,570） |
| ５名 | 25,710（2,310） | 27,770（2,310） |
| ６名 | 23,660（2,060） | 24,690（2,060） |
| ７名 | 21,600（1,800） | 21,600（1,800） |
| ８名利用 | １泊（超過１時間） | 41,140（4,110） | 49,370（4,110） | １名 | 39,090（3,860） | 46,290（3,860） |
| ２名 | 37,030（3,600） | 43,200（3,600） |
| ３名 | 34,970（3,340） | 40,110（3,340） |
| ４名 | 32,910（3,090） | 37,030（3,090） |
| ５名 | 30,860（2,830） | 33,940（2,830） |
| ６名 | 28,800（2,570） | 30,860（2,570） |
| ７名 | 26,740（2,310） | 27,770（2,310） |
| ８名 | 24,690（2,060） | 24,690（2,060） |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| グループワークルーム１及びグループワークルーム２ | 午前 | 円3,190 |
| 午後 | 4,220 |
| 夜間 | 3,190 |
| １時間 | 1,060 |
| カルチャールーム | 午前 | 6,380 |
| 午後 | 8,430 |
| 夜間 | 6,380 |
| １時間 | 2,120 |
| 多目的ルーム１ | 午前 | 6,690 |
| 午後 | 8,850 |
| 夜間 | 6,690 |
| １時間 | 2,220 |
| 多目的ルーム２ | 午前 | 13,580 |
| 午後 | 18,100 |
| 夜間 | 13,580 |
| １時間 | 4,530 |
| 広間１及び広間２ | 午前 | 4,730 |
| 午後 | 6,380 |
| 夜間 | 4,730 |
| １時間 | 1,580 |
| テニスコート | 平日 | １面１時間 | 1,440（照明を使用する場合にあっては、2,470） |
| 土曜日、日曜日又は休日 | 2,160（照明を使用する場合にあっては、3,190） |

備考

１　期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

２　「小学生、中学生等」とは、小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。

３　「平日」とは、土曜日、休前日及び指定日並びに夏期及び年末年始を除いた日をいう。

４　「休前日」とは、休日の前日をいう。

５　「夏期及び年末年始」とは、７月19日から８月30日まで及び12月29日から翌年の１月３日までをいう。

６　「指定日」とは、３月24日から４月６日まで及び同月28日から５月４日までをいう。

７　「１泊」とは、午後３時から翌日の午前10時までの利用をいう。

８　「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

９　夏期及び年末年始に利用する場合の金額は、土曜日若しくは休前日（夏期及び年末年始を除く。）又は指定日の金額（１泊に係るものに限る。）に、大人１人につき1,000円を加算した額（１泊を超過するときは、当該額に、超過１時間に係る土曜日若しくは休前日（夏期及び年末年始を除く。）又は指定日の金額を加算した額）とする。

10　「午前」とは午前９時から正午まで、「午後」とは午後１時から午後５時まで、「夜間」とは午後６時から午後９時までをいう。